

守ろうよ！電波は大切なライフライン

— 総務省九州総合通信局からのお知らせです —

総務省九州総合通信局では、電波を正しく利用していただくための広報活動及び不法無線局の取締りを強化しています。

電波は、テレビやラジオの放送や携帯電話などの身近なものから、航空機や船舶、警察、消防・救急の無線などの社会生活の安全に関わるものまで、社会のライフラインに使われています。

しかし、無免許の不法無線局や基準に適合していない無線機器は、テレビやラジオの受信に障害を与えたり、携帯電話の通話を妨害したりするなど暮らしに悪影響を及ぼすだけでなく、警察、消防・防災行政無線など人命に関わる重要な無線への混信・妨害を発生させるなど、私たちの生活をおびやかしています。

電波の不正利用は犯罪です。不法無線局を開設・運用すると、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金、また、不法電波等で公共の無線通信を妨害すると5年以下の懲役又は250万円以下の罰金に処せられます。

電波の利用には原則免許が必要です。日本の基準に適合している無線機器には技適マークが表示されています。誰もが安心して利用できるようにするため、一人ひとりがルール（電波法）を守ってクリーンな電波環境を作りましょう。

知って・守ってほしい、電波の3つのルール

- ①無線機器の使用の際は「技適マーク」の確認を。
- ②電波の利用には、原則、免許が必要です。
- ③外国規格の無線機器にはご注意を。

— 問合せ先 —

■総務省九州総合通信局

HP <https://www.soumu.go.jp/soutsu/kyushu/>

○不法無線局、混信・妨害……TEL:096-312-8252 (受付)

○受信障害(テレビ・ラジオ)……TEL:096-326-7873

○電波利用料……TEL:096-326-7843

○その他行政相談……TEL:096-326-7819

電波のことなら
九州総合通信局へ



デンパ君